**和の食アカデミートレーナー契約書**

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と山下俊明（以下「乙」という。）とは、「山下としあき」の表示名で乙が主宰・運営する「和の食アカデミー」のトレーナー（以下「トレーナー」という。）の育成制度（以下「本制度」という。）に甲が参加すること等に関して、以下のとおり、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本制度の内容）

１　乙は、甲に対して、下記の事項を行う。

記

①　「トレーナークエスト」（「和の食アカデミー」テキスト）の提供

②　個別ミーティングの提供（本契約期間中、回数無制限）

③　甲からの相談等に対するメール対応（本契約期間中、回数無制限）

④　本制度の参加者のみで構成するグループディスカッションの実施（月１回程度）

⑤　乙が有する、魅せ方・伝え方に関する素材・ツールの提供

２　甲は、本契約期間中、乙が主宰するアカデミー（チームミーティング、チームコンサルティング、チーム合宿等）に参加することができる。なお、甲は、当該アカデミーへの参加費用として、乙が別途定める金額（無償の場合もある）を支払うものとする。

第２条（費用等）

１　甲は、乙に対して、本制度に参加する対価として、第２項に規定する参加料及び第３項に規定するプロデュースフィーを支払うものとする。

２　甲は、参加料として、金５５万円（消費税込み）を、乙が指定する期日までに、乙が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

３　甲は、自らが指導する、「和の食アカデミー」のアカデミー生（料理講座受講生。以下「アカデミー生」という。）から受領した当月の受講料（消費税別）の合計額の３０％に相当する金額（月の途中で本契約が終了した場合（終了事由の如何を問わない。）は、当月内当該終了日までにアカデミー生から受領した受講料の合計額の３０％に相当する金額）及びそれに対する消費税を、プロデュースフィーとして、当月の翌月１０日までに、乙が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

４　甲が、自らが指導するアカデミー生から受領する受講料の金額については、乙が決定することができ、甲は、当該金額以外の金額（名目の如何を問わない。）をアカデミー生から受領することはできない。

５　甲は、乙が指定する項目（甲が指導するアカデミー生の人数、甲がアカデミー生から受領する受講料の合計額等）を、毎月乙が指定する期日までに、乙が定める方式で、乙に報告するものとする。

６　甲が本制度に参加するためにかかる実費（通信費、交通費等）については、甲が負担する。

第３条（秘密保持義務）

１　甲は、乙から提供、開示され、又は知り得た、乙の経営上、技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」といい、個人情報及び顧客情報を含む。文書、電磁的方法、口頭その他形態の如何を問わず、秘密情報の複製物も、本契約における秘密情報として取り扱う。）について、本契約期間中、また、本契約終了後（終了事由の如何を問わない。）も、いかなる第三者にも提供、開示又は漏洩してはならず、本契約終了後（終了事由の如何を問わない。）は、第４条の規定に従い返還又は廃棄しなければならないほか、自ら使用することもできないものとする。

２　秘密情報には、下記も含むものとする。

記

①　乙が甲に提供した、乙作成のテキスト、素材、ツール等に含まれる情報。

②　乙が製造・調理する調味料（以下「乙調味料」という。）の名称（「つゆっこ」、「おすっこ」及び「だしっこ」を含むが、これらに限られない。）、乙調味料の製造方法、乙が乙調味料を用いて作る料理に係る製造・調理の手順・方法等の情報（以下「レシピ」といい、文書、電磁的方法、口頭その他形態の如何を問わない。）。なお、レシピと類似すると乙が判断した情報も、レシピとみなすものとする。

③　「和の食アカデミー」を含む、乙が主宰するアカデミーの運営等に係る一切のノウハウ（ウェブサイトの運営方法、ＳＮＳの活用方法、集客の方法を含むが、これらに限られない。）

３　前各項にかかわらず、本契約期間中、甲が、アカデミー生を集客する目的及びアカデミー生を指導する目的の範囲内で秘密情報を使用する場合、また、事前の乙の書面（メールを含む）による承諾を得た場合には、甲は、秘密情報を提供、開示することができる。

４　乙は、甲が本条に違反した、また、そのおそれがあると判断したときは、自ら又は第三者をして、甲を調査することができ、甲はこれに全面的に協力しなければならない。

第４条（秘密情報の返還等）

甲は、秘密情報が記載・記録されている媒体の原本、複製物及び関係資料等の一切について、本契約の終了後（終了事由の如何を問わない。）、又は乙からの要請があった場合、直ちに、乙に対して返還し、又は乙の指示に従い廃棄するものとする（廃棄する場合、廃棄した旨の証明書を、速やかに乙に提出するものとする。）。

第５条（著作権）

１　乙が、甲に提供する乙の著作物等（著作物及び広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツ等。以下、「乙著作物等」という。）に関する著作権等の知的財産権は、乙に帰属するものとし、本契約期間中、また、本契約終了後（終了事由の如何を問わない。）も、甲は、事前の乙の書面（メールを含む）による承諾を得ることなく、これを使用、利用、複製、変更、修正、改変、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、使用許諾、転載等してはならない。

２　前項にかかわらず、本契約期間中、甲が、アカデミー生を集客する目的及びアカデミー生を指導する目的の範囲内で、乙著作物等を使用、利用、複製することを、乙は承諾する。

３　乙は、甲が本条に違反した、また、そのおそれがあると判断したときは、自ら又は第三者をして、甲を調査することができ、甲はこれに全面的に協力しなければならない。

第６条（肖像権）

１　甲は、本契約期間中、アカデミー生を集客する目的及びアカデミー生を指導する目的の範囲内で、乙の肖像を使用する場合、また、事前の乙の書面（メールを含む）による承諾を得た場合を除き、乙の肖像を使用してはならない。

２　乙は、甲が本条に違反した、また、そのおそれがあると判断したときは、自ら又は第三者をして、甲を調査することができ、甲はこれに全面的に協力しなければならない。

第７条（契約の解除等）

１　甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は事前の通知・催告を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

①　本契約の各条項のいずれかに違反したとき。

②　第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は、受けることが明白であるとき。

③　破産を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき。

④　支払停止若しくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。

⑤　民事再生手続開始その他これらに準ずる法定手続を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき。

⑥　乙の名誉、信用を失墜させ、若しくは、乙に重大な損害を与え又はそのおそれがあるとき。

⑦　反社会的勢力に該当する、また、反社会的勢力と関係を有すると認められるとき。

⑧　前各号のほか、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

２　甲及び乙は、別途協議、合意の上、本契約を解約することができる。

３　前項にかかわらず、乙は、本契約の有効期間内であっても、甲に対し、解約予定日の１か月前までに通知を行うことにより、本契約を解約することができる。

第８条（損害賠償）

甲は、乙に損害を与えた場合、乙に対して、当該損害を賠償するものとする。ただし、故意又は過失がない場合は、この限りではない。

第９条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、乙の書面（メールを含む）による事前の承諾を得ずに、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならない。

第１０条（期間）

本契約の期間は、本契約締結日から１年間とする。ただし、契約期間満了の１か月前までに甲乙いずれか一方から相手方に対し、更新しない旨の通知がなされない場合は、本契約はさらに同内容で１年間更新され、その後も同様とする。

第１１条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第１２条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に起因して又は関連して紛争が発生した場合、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の締結を証するため契約書２通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　（住所）

　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞